

# 千葉県報

定例  
令和6年3月19日

第13923号

千葉県報

令和6年3月19日(火曜日)

## 目次

告示	1
令和六年度国民健康保険事業費納付金の額の算定に用いる係数	1
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(四件)	1
土地改良区定款の変更認可	2
土地改良事業計画の変更認可(二件)	2
家畜の伝染病予防検査の実施	2
家畜の伝染病予防注射の実施	2
道路区域の変更(二件)	4
道路の供用開始(二件)	4
都市計画下水道事業の事業計画の変更認可	4
千葉県収入証紙売りさばき場所の廃止	5
公告	5
公共測量の実施(十件)	5
都市計画地区計画の関係図書の縦覧	6
都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧	6
監査委員公告	7
千葉県職員措置請求の監査結果の公表	7

## 告示

### 千葉県告示第百六十六号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)第九條第三項、第五項及び第八項、第十條第三項及び第六項並びに第十一條第三項及び第六項の規定により、令和六年度分の国民健康保険事業費納付金の額の算定に用いる医療費指数反映係数その他の係数を次のように定める。

令和六年三月十九日

係数の種類	係数の数値
医療費指数反映係数	一
一般納付金所得係数	一・一二八〇六〇四一三六一八三

千葉県知事 熊谷 俊人

一般納付金基礎額調整係数	一・〇八六二〇七七九三六六六一
後期高齢者支援金等納付金所得係数	一・一一五九二七六四四一七九六
後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	〇・九九九九九九九九四二三五
介護納付金納付金所得係数	一・〇七五三六〇三七四二六〇二一
介護納付金納付金基礎額調整係数	〇・九九九九九九九九八二九四一

### 千葉県告示第百六十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八條第五項第十二号に該当する区域である。

令和六年三月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 指定する区域 君津市君津一番の一部(別図のとおり)
  - 土壤汚染対策法施行規則第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、クロロエチレン、シアン化合物、一・一ジクロロエチレン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、一・一・一トリクロロエタン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ベンゼン並びにほう素及びその化合物
  - 土壤汚染対策法施行規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- (「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

### 千葉県告示第百六十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八條第五項第十二号に該当する区域である。

令和六年三月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 指定する区域 君津市君津一番の一部(別図のとおり)

二 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
 類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、クロロエチレン、シアン化合物、一・一―ジクロロエチレン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、一・一―トリクロロエタン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ベンゼン並びにほう素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
 類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

(「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第百六十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第五項第十二号に該当する区域である。

令和六年三月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 指定する区域 袖ヶ浦市中袖二番一の一部(別図のとおり)

二 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
 類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

(「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第百七十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第五項第十二号に該当する区域である。

令和六年三月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 指定する区域 袖ヶ浦市中袖三三番二の一部及び三三番三の一部(別図のとおり)

二 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
 類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

(「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第百七十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、千葉市板倉大椎土地改良区の定款の変更を令和六年三月八日付けで認可した。

令和六年三月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第百七十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、鹿島川土地改良区の鹿島川地区における土地改良事業(農業用排水施設の管理)計画の変更を令和六年三月十一日付けで認可した。

この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この認可の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)

令和六年三月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第百七十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、市原市海上土地改良区の市原市海上地区における土地改良事業(農業用排水施設の管理)計画の変更を令和六年三月十一日付けで認可した。

この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この認可の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)

令和六年三月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第百七十四号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五条第一項の規定により、牛及び水牛の流行性脳炎検査、ブルセラ症検査、結核検査、ヨ―ネ病検査、ブルータング検査、アカバネ病検査、チュウザン病検査、牛ウイルス性下痢検査、牛伝染性リンパ腫検査、アイノウイルス感染症検査、イバラキ病検査及び牛流行熱検査、牛、水牛、めん羊及

び山羊の伝達性海綿状脳症検査、豚のオーエスキー病検査、豚繁殖・呼吸障害症候群検査及び豚流行性下痢検査、豚及びいのししの豚熱検査及びアフリカ豚熱検査、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥(以下「家きん」という。)の高病原性鳥インフルエンザ検査及び低病原性鳥インフルエンザ検査、鶏のサルモネラ・プロラムによる家きんサルモネラ症検査及び鳥マイコプラズマ症検査並びに蜜蜂の腐蛆病検査を次のとおり実施する。

令和六年三月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 実施の目的

1 牛及び水牛のブルセラ症、結核、ヨーネ病、牛ウイルス性下痢及び牛伝染性リンパ腫、牛、水牛、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症、豚のオーエスキー病、豚繁殖・呼吸障害症候群及び豚流行性下痢、豚及びいのししの豚熱、鶏の鳥マイコプラズマ症並びに蜜蜂の腐蛆病の発生予防のため

2 牛及び水牛の流行性脳炎、ブルータンク、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱、豚及びいのししのアフリカ豚熱、家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ並びに鶏のサルモネラ・プロラムによる家きんサルモネラ症の発生予防のため

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で飼育している牛、水牛、めん羊、山羊、豚、いのしし又は蜜蜂で、各家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

2 実施区域内で飼育している鶏で種卵採取を目的とするもの及び実施区域内で飼育している家きんで各家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

3 実施区域内で死亡した牛又は水牛の死体で、各家畜保健衛生所長が必要と認めたものの

4 実施区域内で月齢又は推定月齢が満十八日以上で死亡しためん羊又は山羊の死体で、各家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

四 実施の期日

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において、各家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する日

五 検査の方法

1 牛及び水牛のブルセラ症検査にあつては、血清学的検査(急速凝集反応法及び酵素免疫測定法)、剖検、病理組織検査、細菌検査、疫学的検査、臨床検査その他必要と認める検査

2 牛及び水牛の結核検査にあつては、ツベルクリン検査、剖検、病理組織検査、細菌

検査、組織検体の遺伝子学的検査、疫学的検査、臨床検査その他必要と認める検査

3 牛及び水牛のヨーネ病検査にあつては、予備的抗体検出法による検査、遺伝子学的検査、ヨーネン検査、血清学的検査(補体結合反応)、疫学的検査、臨床検査、細菌検査その他必要な検査

4 牛及び水牛の流行性脳炎検査、ブルータンク検査、アカバネ病検査、チュウザン病検査、アイノウイルス感染症検査、イバラキ病検査及び牛流行熱検査にあつては、血清学的検査(中和試験)、疫学的検査及び臨床検査

5 牛及び水牛の牛ウイルス性下痢検査にあつては、血清学的検査(酵素免疫測定法及び中和試験)、遺伝子学的検査、疫学的検査及び臨床検査

6 牛及び水牛の牛伝染性リンパ腫検査にあつては、疫学的検査、臨床検査、剖検、血清学的検査、血清学的検査(酵素免疫測定法)、遺伝子学的検査、ウイルス学的検査及び病理組織検査

7 牛、水牛、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症検査にあつては、疫学的検査及び臨床検査

8 豚のオーエスキー病検査にあつては、血清学的検査(酵素免疫測定法、ラテックス凝集反応、中和試験及び抗体識別酵素免疫測定法)、疫学的検査及び臨床検査

9 豚の豚繁殖・呼吸障害症候群検査にあつては、血清学的検査(間接蛍光抗体法及び酵素免疫測定法)、疫学的検査及び臨床検査

10 豚の豚流行性下痢検査にあつては、血清学的検査(中和試験)、遺伝子学的検査、疫学的検査及び臨床検査

11 豚及びいのししの豚熱検査にあつては、遺伝子学的検査、ウイルス学的検査、血清学的検査(酵素免疫測定法及び中和試験)、血液学的検査、疫学的検査及び臨床検査

12 豚及びいのししのアフリカ豚熱検査にあつては、遺伝子学的検査、血液学的検査、疫学的検査及び臨床検査

13 家きんの高病原性鳥インフルエンザ検査及び低病原性鳥インフルエンザ検査にあつては、血清学的検査(酵素免疫測定法、寒天ゲル内沈降反応及び赤血球凝集抑制反応)、遺伝子学的検査、ウイルス学的検査、疫学的検査及び臨床検査

14 鶏のサルモネラ・プロラムによる家きんサルモネラ症検査及び鳥マイコプラズマ症検査にあつては、血清学的検査(凝集反応)

15 蜜蜂の腐蛆病検査にあつては、細菌学的検査(細菌培養及び脱脂乳による試験)、遺伝子学的検査及び臨床検査(肉眼的検査)

16 牛及び水牛の死体の伝達性海綿状脳症検査にあつては、酵素免疫測定法、ウエスタンプロット法及び免疫組織化学的検査

17 めん羊及び山羊の死体の伝達性海綿状脳症検査にあつては、ウエスタンプロット法及び免疫組織化学的検査

千葉県告示第七十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条第一項の規定により、豚及びいのししの豚熱の予防注射を次のとおり実施する。  
令和六年三月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 実施の目的  
豚熱の発生予防のため
- 二 実施する区域  
県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している豚及びいのししで、各家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

四 実施の期日

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において、各家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する日

五 注射の方法

皮下又は筋肉内注射

千葉県告示第七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び市原土木事務所において、令和六年三月十九日から三週間、縦覧に供する。  
令和六年三月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 八幡菊間線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
市原市八幡字観音町一、三	前	八・三八メートルから	七六・四三メートル
一二番二地先	後	一〇・三六メートルまで	
から字山王		九・四五メートルから	七六・四三メートル
一、五三六番		一二・六一メートルまで	
二地先まで			

千葉県告示第七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び千葉土木事務所において、令和六年三月十九日から三週間、縦覧に供する。  
令和六年三月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十六号
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
八千代市大和田新田字新木戸前九四番五	前	九・一〇メートルから	一八六・二七メートル
地先から八二番一	後	一一・一〇メートルまで	
一、二・八五メートルから		一二・八五メートルから	一八六・二七メートル
三二・二二メートルまで		三二・二二メートルまで	
一地先まで			

千葉県告示第七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、令和六年三月二日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び千葉土木事務所において、令和六年三月十九日から三週間、縦覧に供する。  
令和六年三月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

路線名	供用開始の区間
一般国道二百九十六号	八千代市大和田新田字新木戸前九四番五地先から八二番一地先まで

千葉県告示第七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、令和六年三月二日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び君津土木事務所において、令和六年三月十九日から三週間、縦覧に供する。  
令和六年三月十九日

令和六年三月十九日

路線名	供用開始の区間
県道小櫃佐貫停車場線	富津市桜井総称鬼泪山字不動谷五番四五地先から五番四五地先まで

千葉県告示第百八十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、我孫子都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 施行者の名称  
我孫子市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
我孫子都市計画下水道事業我孫子市第一号公共下水道事業施行期間
- 三 昭和四十八年二月十六日から令和九年三月三十一日まで
- 四 事業地  
収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

千葉県告示第百八十一号

千葉県収入証紙規則(昭和三十三年千葉県規則第十二号)第七条第五項の規定により、次の者から千葉県収入証紙の売りさばきを行う場所のうちの一部の場所を廃止する旨届出があった。

令和六年三月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

売りさばき人の名称	売りさばき人の所在地	廃止する場所	廃止年月日
トコープラス株式会社	東京都江戸川区小松川三丁目四番一	千葉市中央区新町一、〇〇〇番センシティブルディング四階	令和六年一月四日

公共測量の実施

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。  
令和六年三月十九日  
千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所
- 二 作業種類 公共測量(航空レーザ計測)
- 三 作業期間 令和五年十月一日から令和六年三月三十一日まで
- 四 作業地域 銚子市及び香取郡東庄町

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。  
令和六年三月十九日  
千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 千葉地方法務局
- 二 作業種類 公共測量(不動産登記法第十四条第一項地図作成)
- 三 作業期間 令和五年十一月一日から令和七年一月三十一日まで
- 四 作業地域 松戸市千駄堀及び松戸新田

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。  
令和六年三月十九日  
千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 野田市
- 二 作業種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 作業期間 令和五年九月二十五日から令和七年三月二十五日まで
- 四 作業地域 野田市山崎

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。  
令和六年三月十九日  
千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 成田市
- 二 作業種類 公共測量(数値修正 レベル二千五百)

<p>三 作業期間 令和五年九月二十八日から令和六年二月十五日まで</p> <p>四 作業地域 成田市青山、赤坂、吾妻、安西、飯田町、飯仲、磯部、伊能、江弁須、大菅、大袋、大和田、小野、加良部、北須賀、北羽鳥、久井崎、公津の杜、小浮、桜田、佐野、猿山、下方、柴田、宗吾、高、高岡、高倉、竜台、台方、稲荷山、所、中里、中台、中野、長沼、名木、名古屋、奈土、七沢、並木町、滑川、成井、南平台、西大須賀、野馬込、橋賀台、はなのき台、不動ヶ岡、船形、堀籠、水掛、南羽鳥、村田及び米野</p> <p>公共測量の実施</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。</p> <p>令和六年三月十九日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>一 測量計画機関 柏市</p> <p>二 作業種類 公共測量(三級基準点測量及び四級水準測量)</p> <p>三 作業期間 令和五年十月二十三日から令和六年三月二十九日まで</p> <p>四 作業地域 柏市北柏台及び根戸</p> <p>公共測量の実施</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。</p> <p>令和六年三月十九日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>一 測量計画機関 国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所</p> <p>二 作業種類 公共測量(空中写真撮影、航空レーザ測量及び数値図化 レベル五百)</p> <p>三 作業期間 令和五年八月二十一日から十一月三十日まで</p> <p>四 作業地域 柏市弁天下及び我孫子市北新田</p> <p>公共測量の実施</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。</p> <p>令和六年三月十九日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>一 測量計画機関 市原市</p> <p>二 作業種類 公共測量(基準点復旧)</p> <p>三 作業期間 令和五年十一月一日から令和六年六月三十日まで</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>
<p>四 作業地域 市原市潤井戸</p> <p>公共測量の実施</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。</p> <p>令和六年三月十九日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>一 測量計画機関 市原市</p> <p>二 作業種類 公共測量(基準点復旧)</p> <p>三 作業期間 令和五年十月二日から三十一日まで</p> <p>四 作業地域 市原市有秋台東</p> <p>公共測量の実施</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。</p> <p>令和六年三月十九日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>一 測量計画機関 富津市</p> <p>二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)</p> <p>三 作業期間 令和五年十二月一日から令和六年三月二十五日まで</p> <p>四 作業地域 富津市全域</p> <p>公共測量の実施</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。</p> <p>令和六年三月十九日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>都市計画地区計画の関係図書の縦覧</p> <p>令和六年三月十九日木更津市の変更に係る木更津都市計画地区計画かずさアカデミアパーク地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県土整</p>

備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和六年三月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧

令和六年三月十九日四街道市の変更に係る四街道都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

令和六年三月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

監査委員 公告

千葉県職員措置請求の監査結果の公表

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第一項の規定による次の千葉県職員措置請求についての監査結果を令和六年二月二十一日に決定したので、同条第五項の規定により別冊のとおり公表する。

令和五年十二月二十八日に受け付けた千葉県職員措置請求

令和六年三月十九日

千葉県監査委員 小倉 明  
千葉県監査委員 川口 明浩

購読料

本号 (別冊を含む。)

一部

八二円

発行者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

購読申込先

〇四三 (二二三) 二六五八